

事業課題 1

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化

取り組み例	指標	2002	2003	2004	2005	2006		2007
		(14年度)	(15年度)	(16年度)	(17年度)	(18年度)	(19年度)	計画
民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用	(指標1) モニタリング指標 民間金融機関との協調出融資保証対象プロジェクトの、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率 (注1)	(48%)	新規 (48%)	(49%)	58% (50%)		57% (48%)	
	(指標2) モニタリング指標 民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率	23.9%	18.2%	19.3%	20.4%		36.5%	
民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入								
民間金融機関の環境審査への協力	(指標3) モニタリング指標 民間金融機関に対する海外における環境審査関連情報の提供件数		新規		6		2	
開発事業における民間資金との役割分担の明確化								
評価結果								

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 各プロジェクトにおける融資比率を単純平均。「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義しています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用

- (指標1)の実績は、昨年とほぼ同じ水準となりました(注2)。我が国企業が積極的に海外事業展開を進めるのに伴って資金ニーズも高まりつつありますが、海外、特に開発途上国向け融資の場合には様々なリスクが伴い、民間金融機関のみでは対応が困難なものも含まれます。本行は、公的機関としてのステータスを活かして開発途上国のカントリーリスクテイクやリスク発現抑止機能等を発揮すると共に、豊富な業務実績によって培われた知見を活かし、各種案件の性質に応じたリスク対応のスキームを提供することで、民間資金の呼び水効果を発揮しました。例えば、カザフスタンのウラン鉱山開発事業では、本行が日本側出資者から大きな期待が寄せられたカザフスタンのカントリーリスクテイクを行うと共に、本行とカザフスタン側出資者である国営原子力公社との密接な協議・交渉を通じ、民間金融機関の協調融資を円滑に実現しました。

また、ブルガリアの風力発電事業やヨルダンの火力発電事業に対するプロジェクトファイナンス(注 3)においては、本行が相手国政府当局より事業の円滑な実施のための支援を確保し、民間金融機関と協調した融資の実現に大きく貢献しました。

(注 2) 2005 年度以降、指標の定義を見直して保証を計上対象に加えていますが、過去の定義で 2006 年度実績値を算出すると 48%となり、2002～05 年度平均値(49%)とほぼ同水準となります(上表の()内は、過去の定義に基づく実績値です)。

(注 3) プロジェクトファイナンス:主にプロジェクトのキャッシュフローを担保とする融資スキーム

- ・ また、個別案件毎に民間金融機関のニーズを踏まえて、民間金融機関の融資部分を優先償還させるスキームを適用することで、協調融資の組成を円滑化しました。
- ・ (指標 2)の実績は、例年の水準を大きく上回りました(注 4)。我が国民間金融機関が海外業務への積極展開に転じつつある中、カントリーリスクへの対応の観点から、本行の保証業務のニーズが高まったと考えられます。主な実績は以下の通りです。

(注 4) 2006 年度の本行保証承諾実績は 6,038 億円(43 件)であり、2005 年度の実績(2,736 億円(38 件))に比して大きく増加しました。

- ベネズエラのメタノール製造プラント増設事業では、民間金融機関の融資部分に対して、本行が同国のポリティカルリスクにかかる保証を供与しました。
- ベネズエラでの原油・石油製品引取事業では、本行が協調融資先である民間金融機関の融資部分に対し保証を提供し、本行を含め総数 11 行から成る協調融資団を組成しました。
- メキシコ石油公社・電話会社やロシアの対外経済活動銀行向け民間シンジケートローンに対して保証を供与し、民間金融機関の国際金融ビジネスの展開を補完・促進しました。
- インド、タイ、マレーシア、ブラジルの地場銀行向けツーステップ・ローンや、中国政府、オマーン政府向け融資(いずれも事業開発等金融)において、協調融資先である民間金融機関の融資部分に保証を供与しました。

民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入

- ・ 海外業務への積極展開に転じつつある我が国民間金融機関の状況を踏まえ、以下のような取り組みを行いました。
 - ベネズエラでの原油・石油製品引取事業、ブラジルでのアルミナ精錬事業、フィリピンでの電力セクター改革支援に対する融資では、民間金融機関がリスク許容力に応じ債権を買い取ることができるよう、融資契約締結から一定期間経過後に、本行貸付債権を協調融資先に売却することが可能となるスキームを構築しました。

民間金融機関の環境審査への協力

- ・ (指標 3)については、民間金融機関との「環境審査にかかる協定書」(2007 年 3 月末時点で 17 機関と締結済)に基づき、メキシコやブラジル向け融資の検討過程で、民間金融機関の要請を受けて環境審査所見等の環境審査関連情報を提供し、民間金融機関による環境配慮への取り組みを支援しました。
- ・ 指標には含まれませんが、本行の環境審査所見等を提供しない場合であっても、プロジェクトファイナンス案件のように、協調融資先と密接に協議しながら融資交渉を行う際には、協調融資先の求めに応じ、本行

の環境審査の知見・情報を共有し、案件組成を進めました。また、2006年11月に開催された国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)(注5)の年次総会では、本行がチェアを務めるアジア太平洋地域タスクフォースのアウトリーチグループの取り組みを報告し、民間金融機関と環境・社会配慮に関するノウハウの共有を図りました。

(注5) UNEP FI: 金融機関の環境・社会配慮や持続的発展への取り組みの推進を目的として発足した、世界中の金融機関と国連環境計画(UNEP)からなる国際的なパートナーシップ。開発途上国も含め約160の金融機関がメンバーとなっています。

開発事業における民間資金との役割分担の明確化

- ・我が国経済産業省とベトナム計画投資省等が主催する「日越官民パートナーシップ(PPP)推進フォーラム」にスピーカーとして参加。従来、電力、道路、港湾等のインフラ整備の資金をODAに大きく依存していたベトナムにおいて、ODAと連携しつつ民間セクターの参画を促し、日越両国の官民パートナーシップによるインフラ整備を推進するための環境整備に向けた提言を行いました(議事内容は、アジアPPP推進協議会のウェブサイト http://www.asia-ppp.jp/pdf/sm070320_02.pdf で公表されています)。ベトナムにおいて、国際金融等業務、海外経済協力業務共に豊富な実績を有する本行の強みを活かした貢献と言えます。
- ・「GMS(注6)諸国における投資機会」のセミナーを開催し、現在では公的セクターの投資比率が圧倒的なシェアを占めるこれらの国々において民間投資が期待される分野に関する情報を、我が国関係者に対して提供しました。

(注6) GMS: Greater Mekong Sub-regions(拡大メコン地域)。ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、中国(雲南省・広西壮族自治区)から構成される。ADB(アジア開発銀行)が推進する開発・地域協力のフレームワーク。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・以下のとおり、民間金融機関の補完・奨励に資する取り組みを行いました。
 - ウルグアイ政府やブラジル石油公社の子会社が発行するサムライ債(注7)に、本行が保証を供与しました。いずれも、我が国民間金融機関がアレンジャーを務めています。これは、コロンビア政府公債への保証供与(2005年12月)に続く取り組みであり、我が国民間金融機関のビジネス機会創出に資するものです。

(注7) サムライ債: 海外発行体(非居住者)が日本国内の債券市場で発行する円建債券。

- 原油価格高騰に伴うオイルマネーの急増等を背景として、イスラム金融が規模を拡大しており、我が国民間金融機関の関心も高まっていますが、我が国にはイスラム金融の実績がほとんどなく、ノウハウに乏しいのが実情です。本行は昨年度に引き続き、イスラム金融に関する我が国民間金融機関との情報共有を目指した取り組みを行いました。具体的には、民間金融機関との間でイスラム金融検討会を立ち上げたほか、2007年1月には、イスラム金融サービス委員会(注8)と共に、本行本店にて日本初のイスラム金融セミナーを開催。イスラム金融の監督・規制、法律、市場から見た展望等のテーマにわたり各専門家が講演し、イスラム金融に関心を寄せる金融機関関係者多数の出席を得ました。

(注8) イスラム金融サービス委員会(IFSB: Islamic Financial Services Board): 2002年、中東諸国をはじめイスラム諸国が中心になって組織されたもので、現在はマレーシアに事務局が置かれている。イスラム諸国の中央銀行等18の正会員、IMFや世界銀行等の10の賛助会員、JBIC等の82のオブザーバー会員で構成。イスラム金融に関する規制や規則や基準の統一化の検討等を行っている。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 民間金融機関が海外業務を積極化する方向に転じつつある一方、開発途上国には民間金融機関では対応困難なリスクも存在し、本行には、民間金融機関補完の原則に立ったリスク抑制や民間資金の呼び水効果の機能発揮が期待されています。金融手法の高度化・複雑化が進む中、リスクを細分化することで民間金融機関のリスク許容度に合致したスキームを提供するための更なる努力が必要です。

事業課題 2

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化	-							
評価結果								

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 □: 良好な取り組みがなされたと評価します。 △: 今後の取り組みに留意が必要です。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化

- ・ 公的セクター・民間セクターを通じて国内外に幅広いネットワークを有していることは本行の大きな強みであり、我が国及び国際社会のニーズに応じた機動的な取り組みが期待されています。すなわち、出融資保証業務を有機的に活用すると共に、覚書や業務協力協定を通じた相手国との関係強化や、本行の知見・ノウハウの発信等を組み合わせ合わせた総合的なアプローチが求められていると言えます。こうした観点から見て、本行の機能を発揮した好事例として以下のような取り組みが挙げられます。

➤ 我が国へのウラン長期安定供給を目指した戦略的アプローチ

石油価格高騰への対応やエネルギーバランスの観点から、世界的に原子力発電を再評価する動きが広まり、燃料であるウランの確保を目指して、各国が権益取得や資源国との関係強化の動きを強めています。我が国政府も、ウラン供給源の多角化や長期購入契約・輸入開発等による安定的確保の必要性を強調しています(平成17年10月決定の「原子力政策大綱」)。本行は、世界第2位のウラン埋蔵量を有するカザフスタンにおいて、我が国企業及び同国原子力公社が出資する現地法人が実施するウラン鉱山開発事業に融資を供与しました。本行はこれまでも、同国に対して油田開発や製油所改修等に必要な資金を供与していますが、本件は初のウラン鉱山開発事業向け融資となります。また、かかる融資契約調印を契機に原子力公社との間で包括的戦略パートナーシップに係る覚書を締結し、公社の事業戦略や本行の融資スキームに係る情報交換を通じて、今後も我が国へのウラン供給に資する事業を双方協調にて発掘することで合意しました。従来支援実績に加え、上記融資並びに覚書によって我が国とカザフスタンとの関係が一層強化され、我が国への安定したウランの供給に資するものと期待されます。

➤ 貧困削減と持続可能な成長に向けたアフリカ支援

2000年9月に採択されたミレニアム開発目標において、アフリカの貧困撲滅と持続可能な開発に向けた特別な配慮の必要性が謳われ、2005年7月のグレンイーグルス・サミット以降、サミットにおいてもアフリカの支援が重要な課題として議論されています。本行は、2006年度にタンザニア、ケニア、モザンビーク、ナミビア等に円借款を供与し、道路、発電所等の経済インフラ整備を支援しました。他方、持続的成長のためには、貿易・投資を通じた民間部門育成が必要との認識に基づき、アフリカの地域開発金融機関と南アフリカ電力公社に対してクレジットラインを設定しました。これは、日本からの機

器設備等の輸入のための資金として利用されるものであり、現地における我が国企業のビジネス展開を支援することで、アフリカ諸国の経済発展に貢献することが期待されます。さらに、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で、ガーナ、ザンビアの投資環境整備に係る政策提言書を作成、両国政府に手交しました。同提言書では、短期間(1年以内を目処)で実施可能な行動計画を提示し、我が国企業を含む海外からの直接投資の促進を支援しています。

➤ 環境問題に対する総合的な取り組み支援

ブルガリア政府と本行は、2004年に京都メカニズムにおける共同実施(Joint Implementation: JI)(注1)等に関する協力を合意しています。そのような中、本行はブルガリアの風力発電事業を対象とした融資を行いました。本件は、日本企業からの投資及び技術提供を伴う温室効果ガス削減型のJI事業を組成するためのファイナンス(アンダーライニングファイナンス(注2))であり、本行は、事業計画の段階からブルガリア政府と協議を進めてきた結果、同国政府が本案件をJI案件として進めていくことを承認しました。また、本行は、日本温暖化ガス削減基金・カーボンファイナンス株式会社を通じた排出権購入に対する協力にも取り組んでいるところ、本事業で発生する排出権については、同社が購入する予定です。さらに、本行は、日本カーボンファイナンス社と共に、フィリピン政府および政府系金融機関との間で、同国におけるクリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism: CDM)(注3)に係る覚書を締結しました。加えて、環境ビジネス支援室(Environment Finance Engineering Department)を新設し、温室効果ガス削減や資源利用効率化をはじめとした環境改善事業の促進を支援しています。

(注1) 共同実施(JI): 京都メカニズムの手法の一つで、温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(または吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

(注2) アンダーライニングファイナンス: 分野として歴史が浅いクリーンメカニズム(CDM)/JI案件に対して、案件組成を支援するために、公的融資及び保険の形で資金調達の支援を行うもの。

(注3) クリーン開発メカニズム(CDM): 京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。

➤ 我が国と中東諸国との関係強化

世界的に資源需給が逼迫する中、原油の約9割を中東諸国からの輸入に頼っている我が国として、中東諸国の安定化及び関係強化のため、中東諸国の重要な政策課題に協力していくことがますます重要となっています。中東諸国の電力・水事業については、日本企業にとっても有望な投資先となっており、本行は、ヨルダンの天然ガス焚き複合火力発電所事業、バーレーンの発電・淡水化事業をプロジェクトファイナンスにより支援しました。また、サウジアラビアの合成繊維原料等製造事業、オマーンのソハール港拡張事業も支援し、中東諸国の産業多角化、インフラ整備、雇用機会創出等にも資する日本企業の中東諸国への事業展開を支援しました。さらに、サウジアラビアの国営石油会社向けプロジェクトファイナンス・ワークショップ開催、オマーン政府との包括的パートナーシップにかかる覚書締結、イスラム金融検討会の立ち上げやセミナーの開催、アンマン事務所の開設、ドバイにおける日本・GCC諸国要人が参加するビジネスパートナーシップ構築のためのシンポジウム開催等、我が国と中東諸国との更なる関係強化を通じた我が国のエネルギー資源の安定確保、日本企業の事業環境改善及び事業拡大への貢献を積極的に行いました。

➤ ベトナムの経済社会開発、投資環境整備に向けた取り組み

我が国からベトナムへの直接投資は、2002年の1.0億ドルから2006年には9.4億ドルと急激な伸びを見せており、本行が2006年に実施した海外投資アンケート調査においても、中期的(今後3年程度)有望事業展開先国の第3位を占めています。他方で現地進出企業からは、インフラの未整備や、

法制の未整備・運用の不透明性が投資環境改善の上での課題として指摘されています。本行は、円借款、輸出・投資金融によって電力、道路、港湾等の経済インフラを整備したほか、工業団地の周辺インフラ整備も支援しました。また、世界銀行・アジア開発銀行との協調融資（貧困削減支援借款）によって、金融セクター改革、民間セクター開発、貿易自由化等の市場経済化と国際経済との統合を通じた投資環境改善にも取り組んでいます。さらに、日越共同イニシアティブにおいて、我が国企業・政府機関と共に法制の整備・運用の透明性確保等の必要性をベトナム政府当局に働き掛け、多くの制度改善を実現しました。

➤ タイにおける現地日系企業の事業展開支援

タイは我が国企業の主要投資先国であり、多くの日系企業が事業を展開しています。1997年の通貨危機を教訓として、現地日系企業からはパーツ建てによる資金調達のニーズが高まってきたため、本行はこれまでも、パーツ建て債券をタイ国内で発行し、我が国民間金融機関の支店を通じて現地日系企業に資金を提供してきました（2005年）。更に2006年には、サプライチェーンの高度化や現地調達比率向上によるコスト削減に資する裾野産業育成を目的としたツーステップ・ローンを地場銀行に供与しました。加えて、日系企業が東南アジア域内における分業体制を構築しつつある中、インドシナ域内の物流を円滑化すべく、第2メコン橋を含む東西経済回廊の整備支援を行ったほか、タイを拠点として周辺国への投資を検討している日系企業に対してカンボジアやラオス等の投資環境情報の提供を行いました。

➤ ロシア・中東欧向けの日本企業のビジネス展開支援

BRICsの一角であるロシアは、我が国企業からも輸出・投資先の新興市場として注目を集めています。本行は、ロシアの政府系金融機関向けのバンクローン供与により我が国からの機器輸出を支援したほか、現地で自動車製造・販売事業を行う日系企業に融資を供与しました。また、モスクワ空港の整備を目的とする我が国民間金融機関のシンジケートローンに保証を供与し、現地日系企業の事業環境整備と我が国民間金融機関のロシア向けビジネス展開を支援しました。さらに、ウィーンを本拠地として中東欧地域にネットワークを有する民間金融機関との間で、中東欧諸国における同社子会社向けのバンクローン設定に向けた覚書に調印したほか、ブルガリア企業が我が国から機械設備を輸入するためのクレジットラインを同国政府系金融機関に設定（本行による初の同国向けクレジットライン）する等、ロシアと並んで新興市場として注目を集める中東欧向けの我が国企業の事業展開を支援しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 本行の多様な業務手法が投入された国・地域・分野は多数存在しますが、2008年10月には両業務がそれぞれ新組織に移行することから、国際金融等業務と海外経済協力業務双方の有機的な活用については、我が国の政策金融機能の効果的な連携をより一層意識して業務に取り組むことが重要です。

事業課題 3

国際機関・海外公的機関との積極的連携

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進	(指標1) 国際機関・海外公的機関との間で、開発政策・日本企業の事業環境整備について意見交換を行った対象国数	新規			51	56	85	63
	(指標2) モニタリング指標 国際機関・海外公的機関との協調融資・保証承諾案件数	7	17	12	11		16	
評価結果								

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 □: 良好な取り組みがなされたと評価します。 △: 今後の取り組みに留意が必要です。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進

・(指標1)については、計画を上回りました。例年実施している世界銀行やアジア開発銀行等の地域開発銀行との定期協議等、以下のような取り組みを行いました。

- 2006年11月に東京でアジア輸銀フォーラム第12回年次会合を開催しました。同フォーラムでは「人材育成、アジア域内のエネルギー安全保障、中小企業や裾野産業支援、第三国との貿易投資促進などに関する協力・連携について活発な議論が交わされました。本行は、アジア債券市場育成イニシアティブにも間接的に貢献することが期待される、資金調達面での新たな連携として「汎アジア輸銀債(注1)」を提案し、会期中に参加機関代表が調印した「東京コンセンサス」には、「汎アジア輸銀債」構想実現に向けて協議を続けることが盛り込まれました。

(注1) 汎アジア輸銀債: アジア各国の輸出入銀行が発行する債券を束ね、これらを担保とする債券(債券担保証券、CBO: Collateralized Bond Obligations)を発行する構想。

- アフリカ開発銀行との共同イニシアティブ EPSA(Enhanced Private Sector Assistance (EPSA) for Africa)に基づき、重債務問題に直面してきたサブサハラ諸国政府に対する新規ソブリン円借款及びアフリカ開発銀行との協調融資組成を円滑化すると共に、初の国際開発金融機関向け円借款となるアフリカ開発銀行向けの民間セクター支援融資を供与し、アフリカの民間セクターに対する資金協力メカニズムを整備しました。
- 国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で、ガーナ、ザンビアの投資環境整備に係る政策提言書を作成、両国政府に手交しました。同提言書では、短期間(1年以内を目処)で実施可能な行動計画を提示し、我が国企業を含む海外からの直接投資の促進を支援しています。

- 世界銀行と我が国財務省が東京で共催した「開発のための新たなインフラを考える」をテーマとした開発経済に関する年次会合(Annual Bank Conference on Development Economics : ABCDE 会合)で、本行は、全体会合「地方インフラと農業開発」のセッションをコーディネートしたほか、「貧困層に裨益する経済成長のための都市インフラ」および「貧困削減における農業の役割」をテーマに分科会を主催し、これまでに培った経験をもとに援助のあり方について研究成果やノウハウを発信しました。
 - インドネシア向けの開発政策借款やインフラセクター改革プログラムでは、日本とインドネシアで進めている戦略的投資行動計画(SIAP)の日本側各ワーキンググループ委員会(在インドネシア法人組織により、課税、労働、通関、産業競争力毎に構成)での議論を基に、投資環境改善に求められるアクションの検討結果を世界銀行やアジア開発銀行との協議に反映させました。課税手続きの改善、ジャカルタ首都圏の交通混雑緩和や官民パートナーシップ(PPP)モデル事業推進等を政策マトリクスに盛り込み、官民合同で投資環境改善を求める画期的な取り組みとなりました。
 - また、アジア、中央アジア、アフリカ、中南米等各諸国において、世界銀行等の国際機関、或いは欧米ドナーとの連携による案件形成及び政策・制度改善を促進し、協調融資やセクター改革への共同取り組みも念頭に置いたパートナーシップを強化しました。
- ・ (指標 2)については、2005 年度の実績を上回りました。具体的には以下のような実績がありました。
- 世界銀行及びアジア開発銀行等との協調融資により、インドネシア、ラオス、ベトナム、タンザニア等へ 5 件の政策制度支援型借款を供与し(前年度 3 件)、借入国の政策運営やガバナンス改善等の支援を強化しました(以下、事例紹介参照)。

<事例紹介> 「第 2 次貧困削減支援オペレーション」(ラオス)

～ 貧困削減・持続的経済成長のための、同国向け初の政策・制度改革型支援～

ラオスは、近年、実質年 7%程度の急速な経済成長率を維持していますが、貧困率は、北部を中心に依然高い水準となっています。

ラオス政府は、持続的な経済成長の下での、適切な開発政策による貧困層への支援強化の必要性を認識し、2004 年 6 月に貧困削減戦略ペーパー(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)として「国家成長貧困撲滅戦略」(NGPES)を策定し、貧困削減及び経済成長に取り組んでいます。NGPES は、マクロ経済の安定、ビジネス環境の改善、公的セクターのガバナンス改善を柱とし、更に農業、教育、保健等セクター別の政策課題を設定し、貧困削減を達成することを目的としています。

こうした取り組みを支援するために、世界銀行は、貧困削減支援オペレーション(Poverty Reduction Support Operation: PRSO)を開始し、日本も、欧州委員会、スウェーデン開発援助庁等と共に PRSO の政策協議に参加しています。

本行は、ラオス政府の財政運営における非効率を是正し、持続的成長により財政歳入の増大を図り、教育・保健セクター支援等の貧困削減対策のために資金を効率的に振り向けることを、基本的な考えとして構築されたプログラムに対して、公共資源管理の改善、公共支出政策の改善、持続的成長、の 3 分野における改革を一般財政への資金供与等により支援すべく、2007 年 2 月に政策制度支援型の円借款を供与しました。

- 環境事業に対する支援において、国際機関・海外公的機関との協調融資を実施しました。例えば、輸出・投資金融では、ドイツ復興金融公社(KfW)とバーレーンの発電・淡水化事業への支援、米海外民間投資公社(OPIC)とヨルダンの天然ガス焚き複合火力発電事業への支援、欧州復興開発銀

行(EBRD)とウクライナの副生ガス利用発電設備建設事業に対する支援を行いました。また、世界銀行、欧州投資銀(EIB)、フランス開発庁(AFD)との協調融資により、エジプトの工場地域の汚染物質排出削減を図る環境汚染軽減事業を支援しました。環境事業以外にも、韓国輸出入銀行とトルコ鉄道車両購入のための支援、国際金融公社(IFC)とベネズエラのメタノール製造プラント増設のための支援を行いました。

- アフリカ諸国では、我が国企業による輸出・投資の拡大も期待されている中で、日本からの機器設備輸入のための資金として利用されることを目的として、アフリカの地域開発金融機関である東・南アフリカ貿易開発銀行向けにクレジットラインを設定しました(2007年2月)。
- アフリカ開発銀行(AfDB)とは、前年度に協調融資促進スキームにかかる実施ガイドラインを締結し、初の協調融資を実現しました。2006年度は、タンザニア及びモザンビークの道路事業への支援を行いました。

・また、上記の指標の対象ではありませんが、以下のとおり、国際機関・海外公的機関との連携・関係強化を推進しました。

- アジア地域内の「新興ドナー」への知的協力等を目的として、韓国輸出入銀行の対外経済協力基金(EDCF)やタイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)、タイ輸出入銀行(TEXIM)との間で業務協力協定を締結しました。本協定による経済社会開発や貿易・投資促進への共同の取り組みを通じ、両国との協力関係強化が期待されます。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題に対する優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・国際社会においては、国際機関と二国間ドナーによる開発目標や開発戦略の共有化が進み、また、国際的な事業に対して様々な国の企業・公的機関・国際機関が関与し、協調して支援を進めています。今後も、国際機関や海外公的機関等との業務協力協定の締結や各種協議の実施を通じて、各機関及び本行の幅広い地域や分野での知見や教訓等を共有し、開発途上国向け事業や我が国企業の事業活動に資する効率的かつ効果的な支援が期待されます。

事業課題 4

環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進	(指標1) 環境保全・改善効果が期待される出融資保証承諾プロジェクト数の割合	12%	12%	19%	17%	19%	18%	20%
出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ								
評価結果								

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 □: 良好な取り組みがなされたと評価します。 △: 今後の取り組みに留意が必要です。
 - : 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)については2005年度までは案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進

- ・ (指標1)については、計画をほぼ達成しました。具体的には以下のような取り組みがありました。
 - インドネシアの水力発電所建設事業は、アチェ州に水力発電所及び関連送配電施設等を建設することにより、被災地の電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性を図り、投資環境の改善を通じた地域経済の発展、同州の復旧・復興、更に再生可能エネルギー利用による地球環境負荷軽減に寄与するものです。
 - 中国のコージェネレーション(大規模集中型発電・熱供給)事業に対する融資では、石炭の高効率燃焼及び環境汚染物質の低排出を可能とする循環流動床ボイラによるコージェネレーション設備が建設・運営されます。日本国内で降る酸性雨の原因物質の多くは、中国(特に東北部)からの飛来物に起因するとされていることから、本事業による汚染物質の排出削減は、日本にとっても、酸性雨の緩和による環境改善効果が期待されるものです。
 - 中国向け円借款では、2006年度に供与された17案件のうち、環境保全対策事業は14件(総額の約89%)に上りました。具体的には、上下水道施設の整備、大気汚染源である既存の小型石炭ボイラーの代替による大気保全、集中型熱供給施設および下水道施設整備を行う総合的環境対策、土壌流出の抑制・洪水緩和を図る植林事業を支援しました(32頁、事例紹介参照)。
 - エジプトの環境汚染軽減事業は、人口・産業の集中する大カイロ首都圏の環境汚染が深刻なところ、同国の仲介金融機関を通じて、企業の環境改善設備導入のための資金を供与し、工場からの汚染物

質の排出削減と地域の環境改善を支援するものです。

- 中国、ベトナム、スリランカ、インド、モロッコ等向けに、住民の衛生環境の改善に資する上下水道施設の整備事業に対する支援は大幅に増加しました(2005年度7件、2006年度16件)。
- ヨルダンの天然ガス焚き複合火力発電事業やブルガリアの風力発電事業へ融資し、クリーンエネルギーへの転換を支援しました。特にブルガリアの風力発電事業は、日本企業からの投資及び技術提供を伴う温室効果ガス削減型の共同実施(JI)(注1)案件を組成するためのファイナンス(アンダーライティングファイナンス(注2)であり、JI案件としてブルガリア政府の認証を受ければ、日本企業が実施する初のJI案件となります。

(注1) 共同実施(JI): 京都メカニズムの手法の一つで、温室効果ガス排出量削減の数量目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(または吸収増大量)に基づいたクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

(注2) アンダーライティングファイナンス: 分野として歴史が浅いクリーンメカニズム(CDM)/JI案件に対して、案件組成を支援するために、公的融資及び保険の形で資金調達の支援を行うもの。

< 事例紹介 > 中国環境保全事業 (中国)

本行は2006年度に、中華人民共和国の環境保全対策事業に対して14件の円借款を供与しました。水質保全対策では、雲南省昆明市、黒龍江省ハルビン市、広西チワン族自治区玉林市、寧夏回族自治区、四川省における上下水道施設の整備、大気保全対策では、内蒙古自治区フフホト市の大気汚染源である既存の小型石炭ボイラーの集中型熱供給施設への代替を支援しました。また、総合的環境対策として、貴州省における植林、上水道整備、衛生状態改善、廃棄物処理施設整備を、吉林省吉林市における集中型熱供給施設および下水道施設整備を、更に新疆ウイグル自治区における上水道施設、下水道施設、および集中熱供給施設の整備を支援しました。森林の劣化、土砂流出に起因する洪水などの自然災害の深刻な河南省や吉林省においては、植林事業により土壌流出の抑制・洪水緩和を図っています。

本行が支援するこれらの環境保全対策事業では、我が国の経験や知見を活かし、中国において日本の顔の見える援助となるよう、案件形成の段階から日本の地方自治体や大学等との連携が図られており、協力協定や友好都市提携等に基づいて、山形市、宮城県、新潟県、島根県、岡崎市、藤沢市、大阪市、北九州市、信州大学、京都大学、島根大学、山口大学などからの知見・経験の紹介や提言が行われます。

出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ

- ・ 本行は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下、環境ガイドライン)に基づいて、プロジェクト実施主体による環境社会配慮が適切になされていることを確認しています。環境ガイドラインは、地域住民の参加の促進と対話の重視、環境社会配慮確認、積極的な情報公開、を大きな特長としています。
- ・ 環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけとして、以下のような取り組みを行いました。

- 中国では、中国国家環境保護総局との共催で「中国環境円借款評価セミナー」を北京で開催し、2005年に京都大学に委託して実施された「中国環境円借款貢献度評価にかかる調査」の結果を中国側にフィードバックしました。
- インドネシアでは、「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」を実施し、日本の電力会社における実態と比較しつつその実施能力を評価分析しました。調査過程で確認された問題点等について、その改善策などを提案し、実施機関側の一層の能力向上を図りました(事例紹介参照)。
- アジア輸銀フォーラムの一環として、「融資に際しての環境社会配慮」をテーマとする第4回トレーニングプログラムを、タイ輸出入銀行とバンコクで共催しました。プログラムには、本行の環境ガイドラインにかかる研修のほか、本行が融資した火力発電所の視察や環境配慮の状況確認などが盛り込まれました。

<事例紹介> 「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」
(インドネシア)

本行では、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」にて「プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されうるかどうかを確認する」と規定しており、事業実施後の事業実施主体等による適切な環境配慮/管理を確保する上で、環境審査時に実施機関等の環境配慮/管理能力を確認することを重視しています。一方、世界銀行(WB)やアジア開発銀行(ADB)等国际機関は、「借入国システムの利用」の導入を検討しプロジェクト関係者の環境配慮/管理能力向上支援を強化しています。

このような状況の中、本行としても日本の環境配慮/管理体制の現状やWB/ADBの審査方法論などをふまつつ、今後より一層実施機関等の環境配慮/管理能力審査に係るノウハウの整理・蓄積を行う必要があると認識しており、インドネシアの電力セクターを対象に実施機関の環境配慮/管理能力のレビュー・分析をパイロット的に実施するとともに、日本や他ドナーの状況をふまえて環境審査担当者が環境配慮/管理能力を審査する際の着眼点を提案するため、「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」を企画しました。

本調査の結果、問題点が指摘された発電所に対しては、安全設備や職員の研修やマネジメントなどに関する改善策が具体的に提言されました。

本調査は、今後の実施機関の環境配慮/管理能力の審査を一層充実させるための着眼点を提案してゆくモデルケースとなるものです。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 出融資保証承諾案件以外にも、環境保全・改善プロジェクトの推進および環境配慮の徹底を図るために、以下の取り組みを行いました。

- 2006年10月1日、海外における環境改善事業や本邦企業の省エネ・新エネ技術の海外展開等の支援のため、環境ビジネス支援室(Environment Finance Engineering Department)を新設しました。本行は、日本企業の環境技術や経験を海外で活用し、環境改善事業を通じて国際的な貢献を図ることを基本方針の一つと定めており、環境改善や資源供給安定化事業への融資のみならず、日本初の排出権買取ファンドである日本温暖化ガス削減基金・カーボンファイナンス株式会社を通じた排出権購入に対する協力など積極的に取り組んでいます。同室の設置により、これまで以上に温室効果ガス削減や資源利用効率化をはじめとした環境改善事業の促進へ貢献するものです。
- 京都メカニズムの普及を図るために、多数のセミナーやワークショップを開催するとともに多くの会合に参加しました。例えば、ドイツで開催された「第3回 CARBON EXPO」に参加し、本行はグリーン投資・共同実施の公式セッションでパネリストを務めたほか、2005年度に引き続き会場内にブースを出展し、日本型ビジネスモデルの紹介や温暖化ガス削減プロジェクトのための融資相談を多くの関係者と行いました。また、10月に北京で開催されたアジア初のカーボンエキスポ「CARBON EXPO ASIA」では、世界銀行、アジア開発銀行及び中国政府のパートナーとして本行も共催しました。
- クリーン開発メカニズム(CDM)関連では、エジプト「ザファラーナ風力発電事業」をCDM事業登録するにあたって必要となる有効化審査等に関する調査を行いました(本調査結果を踏まえ、気候変動枠組条約事務局へプロジェクトの登録申請を行い、2007年6月にODA事業では初めてのCDM事業として承認されました)。
- 温室効果ガス削減事業の実施促進に向けて、2006年度に中国、スリランカやエルサルバドル等の政府・政府機関及びタイ、マレーシア、インドの商業銀行等とCDMに関する業務協力協定を11件締結し、開発途上国における環境保全・改善プロジェクトを促進するための枠組を広げました。
- 札幌で日本貿易振興機構(JETRO)及び新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共催で、排出権ビジネスについて説明するセミナーを開催しました。
- 2006年7月のG8サミットで「エネルギー安全保障、経済成長および環境(3E's)」が議論されました。これに向けた市場メカニズム活用の重要性、エネルギー効率改善の国別目標設定・ベストプラクティス共有、クリーンエネルギー開発のための世界銀行による新たな投資枠組み制度の創設等について、10月に英国大使館、経済産業省を迎えて「気候変動問題とエネルギー安全保障の最新動向」と題し、本行にてセミナーを開催しました。
- 排出権市場創設の一助として、2006年3月「排出権の円滑な管理のための信託機能の活用」セミナーを本行にて開催し、排出権の円滑な管理のための信託機能の有効性及びその課題について、背景(排出権市場の最新動向)、信託制度面、法制面、税務・会計面からの説明を本行及び本件検討に当たり協力を得た信託銀行、法律事務所、税理士・監査法人よりそれぞれ行いました。参加者からの意見を踏まえながら、本セミナーは信託契約書の標準フォームを作成・発表するなど、継続開催されています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 環境保全・改善に資する事業への直接的な支援を推進すると同時に、事業効果を一層高めるための受益者、及び一般市民等への環境教育の強化、更に NGO や地域市民団体との連携強化によるきめ細かな環境配慮の強化や、排出権市場の創設支援等の事業環境整備のための貢献を図ることが今後も重要です。

事業課題 5

中堅・中小企業の海外事業運営支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
中堅・中小企業向け 情報提供の充実	(指標 1) 投融资相談会・講演等を通 じて情報提供を行った 中堅・中小企業数		新規		1,780	1,410	2,543	1,850
地域金融機関の国 際業務補完を通じた 支援	(指標 2) 中堅・中小企業の海外事業 に関して地銀等地域金融 機関に情報提供を行った件 数		新規		33	25	38	26
評価結果								

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 △: 良好な取り組みがなされたと評価します。 □: 今後の取り組みに留意が必要です。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

中堅・中小企業向け情報提供の充実

- ・ (指標 1) は、計画を大きく上回り、2,543 件となりました。近年の海外直接投資の傾向と同様、中堅・中小企業もベトナム、ロシア、インド等の新興国への投資に関心を高めつつあり、本行の有する情報に対するニーズが高まったことが背景にあります。中堅・中小企業のニーズに応じた情報提供をタイムリーに行った主な実績は以下の通りです。
 - ベトナムは、好調な経済成長と市場拡大、質の高い労働力等が評価され、我が国からの直接投資が急増しています。特に 2006 年度は、両国首脳訪問や経団連ミッションの派遣、ベトナムの WTO 加盟によってベトナムが一際注目を集めました。本行は、こうした我が国企業の関心の高まりを踏まえ、ベトナムの投資環境や経済情勢に関するセミナー開催、セミナーへの講師派遣に取り組みました。
 - BRICs の一角として注目を集めるロシアやインドの投資環境に関するセミナーを開催。今後両国への投資を検討している中堅・中小企業に現地の最新情報を提供しました。
 - 世界的な排出権取引ビジネス拡大の中で、中堅・中小企業からも CDM や排出権取引に関する関心が高まっています。本行は各種セミナーを通じて、CDM の概要や世界各国での排出権取引ビジネスの状況を紹介しました。
 - 我が国の主要な投資先国であるタイでは、2006 年 9 月の政変以降、投資関連法制の一部が改定されました。本行は、投資を検討中の我が国企業からの情報ニーズに応えるべく、現地の政治経済情勢や投資受入れ政策に関するセミナーを開催しました。
 - 本行の中堅・中小企業支援室では、地方相談会を開催し、企業からの海外投資環境や資金ニーズに関する相談に応じています。また、中国、ベトナム、インド等、我が国企業が投資先として特に関心を示している地域については、投資環境レポートを作成して一般向けに配布しています。特に中国に

については各省別のレポートを作成し、中国への投資を検討している中堅・中小企業向けに、よりきめ細かい情報提供を行いました。

地域金融機関の国際業務補完を通じた支援

- ・ (指標 2) の実績は、計画を上回りました。
 - 地方銀行との間で、中堅・中小企業の海外事業展開や投資先国の政治経済情勢に関する情報交換を行った他、中堅・中小企業への協調融資に向けた意見交換を行いました。
 - 全国地方銀行協会が開催した東南アジアの投資環境に関するセミナーに講師を派遣した他、地方銀行が開催したセミナーにおいて、中国の投資環境や、本行融資制度の概要・利用時の手続きについて講演を行いました。
- ・ 指標の実績には含まれませんが、青森県の地方銀行との間で業務協力協定を締結し、ASEAN 諸国や中国の政治・経済・金融情勢、投資環境に関して本行が情報提供を行い、協定締結先の主要顧客である青森県内企業の海外進出を支援していくことで合意しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ インドネシアにおいて、我が国民間金融機関の現地法人を経由したツーステップ・ローンを供与しました。本ローンでは、我が国中小企業が出資する現地法人を主な融資対象としており、中小企業の現地での事業展開を金融面から支援しています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 特に中堅・中小企業が海外事業展開を行う際には、投資先国の情報が不足していたり、開発途上国特有のリスクゆえに資金調達が困難な場合が顕著であるため、本行には、現地の最新情報を提供するとともに、リスク対応能力を活かした融資を提案することが求められています。また、中堅・中小企業の場合、主として地域金融機関と取引していることが多いことから、今後も、こうした金融機関の業務を補完しつつ、中堅・中小企業の海外事業展開を引続き支援していくことが必要です。